

第4章 分野別施策の展開

「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」で推進してきた各施策については、基本目標を以下の5つに再編成して、引き続き、推進に努めていきます。

1 地域における子育ての支援の充実

共働き世帯やひとり親世帯、もしくは頼るべき人がいない子育て家庭など、全ての子育て家庭が、安心して子育てをすることができるよう、子育て支援サービスの充実に努めます。

2 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

妊娠期から幼児期まで、親と子どもの健やかな育ちのために、健診や予防接種をはじめとする保健サービスの充実に努めます。

3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

子どもの心身の健やかな成長のために、保育所、小学校が連携して、様々な体験学習などをとりいれながら、「生きる力」の育成に努めます。

4 安心して子育てができる環境の整備

子どもの健やかな育ちのためには、子どもと子育て家庭を取り巻く地域環境の充実が大切です。交通事故、犯罪、自然災害など、子どもを取り巻く環境には、危険が潜んでいます。子どもが安全に過ごせ、子育てしやすいまちづくりのために、住環境、生活環境、就労環境の整備や、意識の啓発に努めます。

5 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ひとり親家庭や、障がい児をもつ家庭など、特別な支援が必要な家庭に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援に努めていきます。また、児童虐待など、家庭の抱える問題に対し、早期発見・早期対応ができるような連携体制の確立に努めていきます。

■施策体系図

育てよう 夢いっぱい
笑顔あふれる 白子の子どもたち

地域における子育て支援の充実

- ①就学前の教育・保育の提供
- ②地域における子育て支援サービスの充実
- ③児童の健全育成
- ④経済的支援の充実

母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

- ①子どもと親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③小児医療の充実

安心して子育てができる環境づくり

- ①良好な住宅と居住環境の確保
- ②豊かなまちづくりの推進等
- ③多様な働き方の実現及び働き方の見直し等
- ④子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進



子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

- ①次代の親の育成
- ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③信頼される学校づくり
- ④家庭や地域の教育力の向上
- ⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ⑥子どもの権利づくりの推進

要保護児童への対応など
きめ細かな取組の推進

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②障がい児施策の充実
- ③ひとり親家庭の自立支援の推進

第1節 地域における子育て支援の充実

1 就学前の教育・保育の提供

本町では、保育所3か所において、就学前の教育・保育を提供しています。

入所児童数については、町独自の保育料の軽減実施により、保育希望は多く、特に3歳未満児に入所が増えている状況です。また、平成22年度にスタートした一時預かり事業については、担当保育士の細やかな保育姿勢などが評価され、利用者が増加しています。サービスが定着し、利用者数が増加する一方で、保育士の確保・配置が難しくなっているため、その工夫に努めるとともに、引き続き、保護者のニーズに応じた支援に努めていきます。

NO	事業名	担当課	事業内容
1	教育・保育事業	住民課	公立保育所3か所で、定員350名を維持します。第5章に定める確保策に従い、保育所の整備に努め、児童福祉に努めていきます。
2	延長保育事業	住民課	公立保育所3か所において、7時30分から8時、16時から19時まで延長保育を継続して実施していきます。第5章に定める確保策に従い、保護者の就労・育児の両立を支援していきます。
3	障がい児保育事業	住民課	各保育所において、個々に応じた配慮をする体制に努めています。障がいに応じ、細やかな保育が出来るよう学習会や講演・交流会に積極的に参加できるように配慮しています。
4	乳児保育の促進	住民課	関・南白亀は生後6か月から、白濁は1歳から受け入れています。乳児保育の促進に努めます。
5	一時預かり事業	住民課	第5章に定める確保策に従い、1日当たり定員6人、施設1か所を維持します。保育所入所に切り替わる単年度の利用が多いため、今後も広く事業を周知し、子育て支援の充実を図っていきます。
6	保育所子育て支援事業	住民課	地域の子育ての拠点である認可保育所が、子育て支援センターとしての機能を発揮し、誰もが安心して子どもを生み育てられるような地域社会を構築することを目指して支援に努めます。園庭開放、育児相談、在宅児と園児の交流、食育を実施しており、今後も保育所子育て支援の充実を努めます。

2 地域における子育て支援サービスの充実

本町では、保育所のみならず、病児・病後児を対象とした病児・病後児保育や、就学児童を対象とした放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施しています。学童保育については、保護者会が運営しており、平成24年度からは各小学校区に1施設開設しています。

引き続き、現状のサービスの維持に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
7	病児保育事業	住民課	施設1か所で、病児・病後児保育を実施しています。第5章に定める確保策に従い、今後も広く町民に周知を図り、継続して支援していきます。
8	放課後児童健全育成事業	住民課	就労などにより保護者が昼間家にいない児童に対し、定員は40人を目安として、各小学校区に1施設開設しています。第5章に定める確保策に従い、今後も継続維持に努めます。

3 児童の健全育成

子どもの自主性や社会性を育てていくためには、子ども同士の触れ合いが重要です。しかし、著しい少子化に伴って子ども同士の交流の機会が減少していることが懸念されます。

そのため、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりのため、福祉関係課と教育課が連携し、整備に努めていきます。また、スクールカウンセラーや、教育相談員の配置等、相談体制の充実に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
9	児童・生徒のための放課後の居場所づくり	生涯学習課	小学生を対象とした放課後の居場所づくりのため、サッカーやミニバス等、スポーツ少年団活動の支援を実施し、放課後の居場所づくりの充実に努めます。
10	児童遊園	保健福祉課	児童遊園の整備と安全管理に努めます。
11	公民館・文化会館等の活動の推進	生涯学習課	公民館・文化会館等の活動の推進に努めます。
12	図書館・図書室活動の推進	生涯学習課	リクエストサービスの充実を図るため、他館との連携を密にするよう努めます。
13	子ども読書活動の推進	生涯学習課	子ども読書活動推進計画の策定及び読み聞かせやボランティアなどを育成するとともに読書活動の推進に努めます。
14	美術館・郷土資料館活動の推進	生涯学習課	白子町の文化資料の保存管理を徹底し、来室者へ郷土の歴史や文化について情報発信に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
15	スクールカウンセラー配置事業	教育課	千葉県スクールカウンセラー配置事業により、各中学校にスクールカウンセラーを配置するなど、今後事業の充実に努めます。
16	不登校対策の整備	教育課	不登校の児童・生徒の早期発見・早期対策を始めるため、今後とも教育相談員を配備し、学校、家庭、関係機関と連携強化し不登校対策の充実に努めます。

4 経済的支援の充実

子育てには、教育費、医療費をはじめとして、多くの費用が掛かることから、その経済的負担のために、子どもを持つことを断念せざる得ない家庭は少なくないと考えられます。

本町では、国や県の基準による助成の他、町独自で保育料の軽減を行っています。引き続き、子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、また、生まれ育った家庭環境に係らず子どもが健やかに成長することができるよう、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
17	保育料の減免	住民課	3歳児については、1つの家庭で18歳未満に兄弟がいる、第2子の児童の保育料を上限5,000円に軽減、第3子以降の児童の保育料を無料とします。また、4歳以上の児童の保育料は、所得の状況に応じ無料又は5,000円としており、今後も継続して経済的支援に努めます。 また、ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等、生活保護法による被保護世帯等については、保育料の減免を行います。
18	児童手当の支給	住民課	国の制度に基づき児童手当の支給を行います。また、本制度の周知に努めます。
19	子ども医療費助成	保健福祉課	医療費の一部を助成し、子どもの保健対策の向上に努めるとともに子育て支援の促進を図ります。従来は、小学4年生から中学3年生までは入院のみ助成の対象でしたが、平成27年8月から対象を拡大し、0歳～中学3年生までの入院及び通院にかかった費用を助成します。
20	就学援助制度	教育課	生活保護基準見直しに伴い不利益が生じないように配慮し、要保護・準要保護世帯で、経済的な理由により就学困難な児童・生徒について、就学に必要な費用の援助を行うことで、就学環境を支援します。

第2節 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

1 子どもと親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて子どもが心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制の整備を図ります。また、安全・快適に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもと親の健康の確保に努めます。

NO	事業名	担当課	事業内容
21	母子健康手帳等の交付	保健福祉課	妊娠、出産、子どもの成長記録として全ての親子が活用できるよう、母子健康手帳を健康管理センターにて交付をしています。第5章に定める確保策に従い、交付に際しては、母子健康手帳の使い方の説明、母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、妊婦乳児健康診査受診票の使い方の説明に努めます。
22	妊婦健康診査の実施	保健福祉課	第5章に定める確保策に従い、妊婦健診（14回）の活用について、母子健康手帳の交付時に説明し、診査の充実に努めます。
23	母親父親教室の開催	保健福祉課	初産、経産婦を問わず、妊婦とその配偶者を対象とし、ママパパ教室を年4回実施しています。今後も内容の充実に努めます。
24	新生児・妊産婦訪問指導	保健福祉課	産後うつ等の発見・育児不安の軽減の目的から、全数把握を目標に訪問を実施しています。第5章に定める確保策に従い、今後も内容の充実に努めます。
25	乳幼児訪問指導の実施	保健福祉課	乳幼児健診や育児不安等の相談後に継続した個別指導が必要な乳幼児に対し、訪問、電話相談を実施し、育児不安の軽減、虐待の早期発見に努めます。
26	乳幼児健康診査の実施	保健福祉課	乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、治療のために、3～6か月児、9～11か月児（医療機関に委託）、乳児健康診査（4・7・12か月）、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査を実施しています。今後も内容の充実に努めます。
27	乳幼児健康相談の実施	保健福祉課	毎月の乳児健康診査及び1歳6か月児、3歳児健康診査時に個別相談も実施しています。今後も内容の充実に努めます。
28	乳幼児の育成指導事業の実施	保健福祉課	乳幼児健診で経過観察が必要な乳幼児に対し、電話、訪問や保育所との連携により、継続した支援を行っています。また、必要に応じては、個別発達相談を紹介しています。今後も乳幼児の育成指導事業の充実に努めます。
29	歯科健康診査等の実施	保健福祉課	1歳6か月児、3歳児健康診査時に歯科医師による歯科健康診査を実施しています。また、保護者の歯に対する関心を高め、歯みがき習慣を身につけるため、歯科衛生士による個別指導を実施しています。今後も内容の充実に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
30	予防接種の実施	保健福祉課	国の指針に基づき、内容の充実に努め、周知を徹底することにより、さらなる接種率の向上を図ります。
31	母子保健事業の情報提供	保健福祉課	乳幼児予防接種事業、母子保健事業予定を新生児訪問や窓口にて配布をしています。今後も内容の充実に努めます。

2 食育の推進

食は、生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係しています。生涯にわたって健康でいきいきとした生活を営む力を培うためには、乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことが重要です。

本町では、平成 25 年度から、健診時に全ての乳幼児に対し離乳食指導を実施し、経過確認を必要とする児童に対しては、電話等で対応するなど、一人一人の発達段階に応じたきめ細かな対応に努めています。また、各保育所に栄養士を配置し、地元産の食材を積極的に取り入れた給食等、保育所給食の充実に努めています。さらに、町栄養士・学校栄養士とも連携して食育劇を創作し、保育士・調理員が全員参加で取り組む活動等も行っています。

これまでの取組を維持しつつ、さらなる食育の充実に向けて、連携に努めていきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
32	離乳食指導	保健福祉課	離乳食の進め方について個々の状況に併せ、個別に対応しています。今後も内容の充実に努めます。
33	保育所給食の推進	住民課	各保育所に1名の栄養士を配置し、給食に地元産の食材や、和食を中心とした献立を取り入れる等工夫に努めるとともに、保護者との情報交換を密にし、個々に応じたアレルギー対応をしていきます。また、楽しい食事やバランスの良い栄養の大切さを、紙芝居や食育の替え歌等を通じて園児にも親しみやすい形で教えていきます。さらに、新型インフルエンザ等の予防対策として、手洗いチェッカーを使用した手洗い指導や、箸の正しい持ち方・使い方等を楽しく教えながら、保育所給食の充実に努めます。子どもだけでなく、保護者にも発信していきます。
34	学校給食の推進	学校給食センター	地元産の食材や米粉などを積極的に取り入れ、給食センター方式で実施しています。平成 26 年度に設置予定の材料・献立委員会により、さらなる充実に努めます。
35	食生活改善推進員の活動	保健福祉課	町の特産品を使った料理の普及推進活動を実施しており、今後も活動の充実に努めます。食習慣の基礎づくりとして、楽しみながら食の大切さを学んでもらうため、保育所や学校と連携をとりながら、食品衛生の基本である、手洗い指導や3歳児対象のおやつ作り、小学生対象の「親子料理教室」の開催に努めます。

3 小児医療体制の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境の基盤となります。小児医療の充実・確保に取り組むことが必要です。本町では、医療機関の適正利用を促すため、平成 24 年に医師による子ども救急講習会を3保育所で開始し、平成 26 年からは、輪番制で毎年 1 か所の保育所で実施しています。

引き続き、地域医療体制の確保に取り組んでいきます。

NO	事業名	担当課	事業内容
36	地域医療体制の整備	保健福祉課	地域医療体制の整備に努めます。
37	休日・夜間医療体制の整備	保健福祉課	今後も休日・夜間医療体制の整備を図るため、関係各機関とのさらなる連携に努めます。
38	第2次救急医療体制の整備	保健福祉課	今後も第2次救急医療体制の整備を図るため、小児救急との連携整備に努めます。



第3節 子どもの心身の成長へ向けた教育環境の整備

1 次代の親の育成

次代の親である子どもたちが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った取組を進める必要があります。

また、平成22年の国勢調査によると、本町の35～39歳の年齢層における、男性の47.7%、女性の29.4%が未婚となっています。この割合は、女性は平成12年の約2倍、男性は約1.5倍に当たり、晩婚化・非婚化の傾向がうかがわれます。内閣府の平成25年度「家族と地域における子育てに関する意識調査」によると、若い世代で未婚・晩婚が増えている理由として、「独身の自由や気楽さを失いたくないから」、「経済的に余裕がないから」、「結婚の必要性を感じないから」と、経済的面以外にも、結婚に対する意識が低いことが、上位にあがっています。

小・中学生と保育所児童の交流や授業等を通じて、子どもを育てることの大切さを教えるとともに、結婚を希望しながら、出会いの機会に恵まれない男女に対し、出会いの場の提供等に努めます。

NO	事業名	担当課	事業内容
39	小・中学生と保育所児童との交流	教育課 住民課	小学校と保育所の合同避難訓練や、中学生の保育所職場体験等を通じ、小・中学生が乳幼児と接する機会の充実に努めます。
40	男女の出会いの場づくり	社会福祉協議会	結婚を希望しながら、出会いの機会に恵まれない男女に対し、結婚・定住・後継者育成につなげるため、出会いの場の提供などの支援に努めます。多人数のみでなく、少人数で話ができるようにするなど内容の工夫に努めます。



2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

学習指導要領では、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した「生きる力」を育んでいくことが示されています。子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、教育環境の整備に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
41	学校基礎学力向上の推進	教育課	授業時数の確保や個に応じた指導の充実を図るとともに、指導と評価の一体化や補充学習を取り入れることで児童・生徒の基礎基本の定着が実現できるよう努めます。
42	総合的な学習充実支援事業	教育課	小・中学校において、専門的な知識や技能を有する人材活用を意図的・計画的に取り入れることで、児童・生徒により実感のこもった体験活動の場を設定します。
43	国際理解教育の拡充	教育課	外国人と触れ合う機会を設け、外国語や外国の文化に触れ慣れ親しませる機会を提供し、正しい国際理解の素地を養うことに努めます。小・中学校にALTを配備し、中学生の海外交流も継続します。
44	情報教育の充実	教育課	児童・生徒のスキルアップだけでなく、指導者のスキルアップも図り、ICTを活用した効果により興味関心の深まる授業の構築をめざします。
45	障がい児教育（学級）の充実	教育課	ノーマライゼーションを基本とし、障がいのある児童・生徒が小・中学校において、障がいの種類や程度に応じて適切な教育が受けられるよう、教育環境の充実に努めます。
46	道徳教育の充実	教育課	道徳の授業時数の確保を行うと同時に、道徳教材を活用し児童・生徒の実生活に即した題材を提示し、道徳教育の充実を図ります。また、道徳教材を保護者にも見てもらうなどの工夫をし、学校と家庭の連携を重視した双方向型の指導を推進します。
47	多様な体験活動の推進	生涯学習課	小学校区育成会や青少年育成団体との連携により、農業体験・野外活動体験・スポーツ活動などの体験活動の充実に努めます。
48	生徒指導、いじめ・不登校対応、問題行動及び非行の防止	教育課	今後も電話相談等や家庭訪問の教育相談時に、学校関係者と連携を図ります。また、教育委員会に教育相談員を1名週3日配置しており、不登校などの問題解決に努めます。
49	運動部活動の支援	教育課	今後も外部指導員や学校支援ボランティア等の外部人材や地域との連携を強めるとともに、運動部活動の充実を図ります。
50	小児生活習慣病の予防	教育課	今後も肥満、偏食、朝食の欠食などの解消に向けた食習慣の改善や栄養・適正体重などに関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、体を使った遊びによる運動不足の解消を呼び掛け健康教育等の充実を図ります。また、予防健診と事前事後指導を継続して行うことにより、小児生活習慣病の予防に努めます。
51	口腔の健康管理	教育課	今後も歯科検診や健康教育等を通して、むし歯予防等の口腔の健康管理の取組に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
52	思春期保健対策の充実	教育課	性に対する意識や性行動の実際について、関係機関と連携したり、各学校からの聞き取りを行いながら、その現状把握に努めます。また、教職員対象の性教育研修会への積極的な参加を呼びかけ、現在の性感染症の実態や具体的な指導事例等についての研鑽を深めます。さらに、命の大切さについての啓発を行うとともに、男女の相互理解・協力の推進に努めます。

3 信頼される学校づくり

地域に開かれ、信頼される学校を実現するためには、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。地域や子どもたちの実情に応じて、主体的に創意工夫のある教育活動の展開に努めていきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
53	学校運営の充実	教育課	今後も開かれた学校づくりを推進するため、地域や学校の実態に応じ、PTA等家庭や地域の人々の協力を得て、学習指導の充実を図ります。また、組織マネジメントを軸に教員の適材適所を判断し、個々の個性、長所を生かせる体制づくりに努め、学校運営全般の活性化をめざします。
54	学校支援ボランティアの活用	教育課	今後もPTA等家庭や地域の人々の協力を得て、環境整備支援、教育活動支援、安全対策支援等の学校支援ボランティアを活用します。
55	少子化に伴う施設の有効活用	教育課	今後も児童・生徒の少子化による在籍数の減少に伴い、教室に余裕が生じることから、空き教室をはじめとする学校施設を地域に開放する等、開かれた学校づくりの一環として学校施設の有効活用に努めます。
56	学校施設の整備	教育課	子どもに安全で豊かな環境を提供するため、必要に応じた校舎の改修など学校施設の整備に努めます。
57	教職員の研修の充実	教育課	今後も時代のニーズと各学校の実態に応じた研修課題を設定し、全職員の共通理解のもと計画的・組織的・継続的な研修活動を推進します。また、教育研究協議会等を設置し教職員の研修の充実に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
58	安全管理の推進	教育課	今後も児童・生徒に安全な環境を提供できるよう地域の関係機関及び関係団体と連携しながら、安全管理に関する取組を進めます。
59	教職員の資質の向上	教育課	今後も小中連携や小小連携を活用し、他校の教職員による授業参観や研究協議などの相互研修や関係機関での教育関係の研修会等に積極的に参加し、教職員の資質向上に努めます。
60	保育所、幼稚園と小学校の連携	教育課	今後も各地区の状況に応じて定期的に連絡協議会等を開催し、保育所と小学校との交流を深めます。さらに、小1プロブレムへの対応に備え円滑な移行が可能となるよう、日頃からの連携強化を図ります。

4 家庭や地域の教育力の向上

近年、子育ての原点である家庭において、児童虐待をはじめとする様々な問題が発生しており、こうした問題の背景として、少子化や核家族化、都市化、情報化等の経済社会の変化や、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。

家庭、学校、地域との連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
61	子育て学習講座事業の推進	生涯学習課	子育て学習講座事業の推進に努めます。
62	家庭教育学級の開催	教育課 生涯学習課	P T A保護者を対象に、近年の核家族化、少子家族化の進展に加え、共働き家庭の増加等に伴って低下している家庭教育力、地域教育力の向上を図ることを目的に、各小・中学校単位のP T Aで「家庭教育学級」の実施に努めます。
63	地域活動推進用機材の貸出	総務課 生涯学習課	屋外放送機器、液晶ビジョン機器、ライフジャケット、テント等の貸し出しをするなど、活動を支援し、地域活動推進用機材の貸し出しの充実に努めます。
64	学校施設の開放	教育課	スポーツの振興と住民の健康増進を図るため、教育委員会の所管する学校体育施設（小・中学校）の開放に努めます。
65	スポーツ大会等の開催	生涯学習課	スポーツ推進委員によるスポーツ教室や軽スポーツ大会を開催しており、今後も各種スポーツ大会等の充実に努めます。
66	ジュニアリーダーの育成	生涯学習課	中学1年生を対象とした講演会を実施しており、ジュニアリーダーの育成に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
67	小・中学校PTA 連合会・連絡協議 会の開催	教育課 生涯学習課	各学校間の連携を密にして、今後も小・中学校のPTA連合会・連絡協議会の充実に努めます。
68	体育協会活動の充 実	生涯学習課	千葉県及び関係団体との連携を密にし、体育協会活動の充実に努めます。
69	地域活動への支援	生涯学習課	ボランティアなどによる地域活動を推進し、支援の充実に努めます。

5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットをはじめとしたメディア上の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されています。子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図るため、家庭、学校、地域、関係機関の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
70	子どもや保護者に対 する教育・啓発の 推進	生涯学習課	子どもが犯罪被害に巻き込まれることがないよう、インターネットをはじめとするメディア上の情報に関して、子どもに関する情報を活用するとともに、メディアの問題性や特性の理解を促すために、子どもや保護者に対する教育・啓発の推進に努めます。
71	企業等への有害環 境改善の働きかけ の推進	生涯学習課	関係機関との連携を密にして、実態把握、パトロール等の有害環境改善の充実に努めます。
72	環境浄化活動の促 進	生涯学習課	青少年育成白子町民会議及び地区育成会で構成している団体で、子どもたちの環境浄化を実施し、環境浄化活動の促進に努めます。

6 子どもの権利づくりの推進

子どもの人権や意見、自己決定権を尊重し、全ての子どもの幸せを目指す「子どもの権利条約」(平成元年、国連で採択)では、子どもの最善の利益を保障するため、子どもと家庭に対して保護と援助が与えられなければならないとしています。あらゆる機会を通してこの条約の理念の普及に努めるとともに、子どもの視点を大切に、子どもの利益が最大限尊重される社会をつくっていく必要があります。

この理念に基づき、子どもの人権を尊重するとともに、子どもたちの意見や要望を生かすことのできるまちづくりの推進に努めます。

NO	事業名	担当課	事業内容
73	子どもの権利条約に関する啓発普及の促進	教育課	小・中学校において、児童・生徒の人権意識の醸成に努めます。また、「子どもの権利条約」の内容についてパンフレット等での普及・啓発を図り、子どもの人権を尊重する地域社会の構築に努めます。
74	子どもの声を生かしたまちづくりの推進	教育課	まちづくりに子どもの意見や要望を反映できるように、「住みたい町アンケート」などを実施し、企画や意見の発表の場を提供できる環境整備に努めます。

第4節 安心して子育てができる環境づくり

1 良好な住宅と居住環境の確保

子どもと子育て家庭の日常生活の基盤には、良好な住宅などの居住環境、安全な道路交通環境、バリアフリーが組み込まれたまち並み、安心できる公共施設など、暮らしやすい「まちづくり」が必要です。町営住宅については、修繕に努めるとともに、空き家募集時には、ひとり親世帯などが、優先して入居できるように配慮していきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
75	公営住宅の整備及び住宅用地の確保の推進	建設課	町営住宅の修繕に努めます。
76	優先入居制度の活用	建設課	公営住宅の空き家募集において、母子及び父子世帯、身体障がい者世帯及び老人世帯等の条件により優先して選考することに努めます。
77	居住環境の整備	建設課	快適で潤いのある道路、水路、憩いの場、レクリエーションの場等の公園、防災機能を備えた空間など、子育てを含めて安心できる居住環境の整備に努めます。

2 豊かなまちづくりの推進等

子育て世帯が安心して外出できるためには、安全で安心な道路交通の整備が必要です。交通弱者である歩行者・自転車が安全に通行できるよう、安全な道路交通環境の整備に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
78	地域道路の整備と幅の広い歩道の整備	建設課	歩行者等が安全・安心に通行できるよう配慮し、今後も幹線道路の整備促進を推進していきます。
79	都市計画道路の整備	建設課	引き続き千葉県と協議、要望等を行い都市計画道路の整備に努めます。
80	交通安全施設の整備	建設課	関係機関への要望・協議を実施し、交通安全施設の整備に努めます。
81	道路の安全確保	建設課	通学路の歩道の整備、自転車歩行者専用道路の維持補修等、今後も整備の充実に努めます。
82	防犯灯設置の促進	総務課	犯罪を防止し安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防犯灯の設置促進に努めます。

3 多様な働き方の実現及び見直し等

共働き世帯の増加により、多くの子育て家庭が職業生活と家庭生活との両立について悩みを抱えています。アンケート調査結果では、父親の9割、母親の8割(無回答を除く)以上が、現在も就労している(育休・介護等休業中の方を含む)と回答しており、本町の就学前児童の保護者の大半が共働きであることが考えられます。

多様な働き方の実現及び働き方の見直し等において、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、千葉県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。働き方の見直しや子育てに対する意識の啓発を行い、安心して仕事と家庭の両立ができるような支援に努めていきます。

NO	事業名	担当課	事業内容
83	男女の働き方の意識の是正	総務課	関係機関との連携により、今後も意識の是正に努めます。
84	男女共同参画の意識づくり	総務課	講演会や講座などへの参加、意識啓発パンフレットの配布など、今後も男女共同参画の意識づくりに努めます。
85	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	総務課	講演会や講座への参加、パンフレットの配布、男女雇用機会均等法などの法制度の周知・啓発に努めます。

4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

近年、子どもが悲惨な事故や犯罪に巻き込まれる事件が多発しています。また、東日本大震災や台風など、自然災害が多発し、多くの子どもが犠牲となっています。

子どもが安全に日々を過ごせるよう、交通安全の整備・啓発、犯罪被害からの防備連携、防災の整備・啓発、そして被害を受けた子どもへの対応など、子どもたちを取り巻くあらゆる危機被害に対する備えと対応に努めていきます。

NO	事業名	担当課	事業内容
86	交通安全教育の推進	教育課	子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき、段階的かつ体系的な実施に努めます。
87	自主防犯活動の促進	総務課	警察、学校、自治会、防犯ボランティア等との連携強化による情報の提供・共有、防犯組合活動の促進や、防災無線の活用等により、今後も自主防犯活動の促進に努めます。
88	関係機関・団体との情報交換	教育課	学校内での児童・生徒に対する犯罪被害に関する教育、地域連絡協議会を開催する等、関係機関・団体との情報交換に努めます。

NO	事業名	担当課	事業内容
89	パトロール活動の推進	教育課	学校支援ボランティア、防犯指導員、教師、PTAなどの機関と協議しながら、今後もパトロール活動の推進に努めます。
90	防犯講習の実施	教育課	校内における危機管理マニュアルによる実践的な講習、保育所園児や児童・生徒を対象に不審者訓練を実施し、防犯講習の充実に努めます。
91	避難訓練の実施	住民課 教育課 総務課	引き渡し訓練、地震による津波からの避難等、避難訓練（保育所については年間12回、小・中学校については年間3回）を実施します。また、町全体の避難訓練との連携に努めていきます。



第5節 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

1 児童虐待防止対策の充実

アンケート調査において、子どもを虐待してしまったことがあると、回答した方は、「何度かある」が10.2%、「一度だけある」が8.5%と、合計すると約2割にのぼりました。

そのような行為をしてしまった時にあれば良かったと思うものについては、「育児に疲れたときにリフレッシュできる場所や人などのしくみ」、「家族(特に配偶者)が子育てにかかわること」と続いており、育児に疲れたときにリフレッシュできるような場や、協力して子育てのできる環境が求められていると言えます。

新生児訪問などで個々の家庭の状況を把握するとともに、随時関係課が連携するなどして、虐待の発生予防及び早期発見・早期対応に努めていきます。

NO	事業名	担当課	事業内容
92	虐待の発生予防	保健福祉課	児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業の強化に努めるなど、虐待の発生予防に努めます。
93	虐待の早期発見・早期対応	教育課	児童からのサインに常に気を配りながら、虐待の早期発見・早期対応に努めます。その事実を確認した場合は、早急に関係機関への連絡を行い、児童・生徒への被害が最小限となるよう取組ます。また、虐待に関して全職員で情報を共有するとともに、全職員で対応できる体制づくりに配慮します。
94	虐待に関する相談体制の充実	住民課 保健福祉課 教育課	被害を受けた子どもの早期発見と早期対応を図るとともに立ち直りを支援するため、担任、養護教諭、保育士、保健師、カウンセラー等が相談にあたります。また、家庭児童相談員に連絡したりするなど、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努めます。



2 障がい児施策の充実

適切な療育・発達支援は、保護者の不安軽減や保育力向上の効果もあいまって、児童のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。そのため、障がいや発達上の不安を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
95	障害児通所支援事業の推進	保健福祉課	日常生活及び社会生活に必要な援助、指導を実施し、今後も障害児通所支援事業の推進に努めます。
96	特別児童扶養手当の支給	住民課	今後も本制度の周知に努め、国・千葉県の指針に基づき、特別児童扶養手当の支給事務を行っていきます。
97	身体障害児補装具給付事業の実施	保健福祉課	本事業の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づくとともに、身体障がい児の状況を踏まえながら、必要な補装具の給付に努めます。
98	重度障害児日常生活用具給付事業の実施	保健福祉課	本事業の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づくとともに、重度障がい児の状況を踏まえながら、必要な日常生活用具の給付に努めます。
99	特別支援教育就学奨励費の支給	教育課	今後も特別支援学級へ入級する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用の一部を援助します。
100	特別支援教育の推進	教育課	今後も特別支援教育に対する正しい理解と認識を深め、特別支援教育の推進を図ります。



3 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭では、子育てと就業との両立が困難であることや、特に母子家庭においては、就業に必要な知識及び技能を習得する機会が十分になかった人が多く、その場合、心理的・経済的に大きな負担を抱えやすい状況にあると言えます。また、アンケート調査結果では、回答者の6.8%がひとり親世帯という結果が出ています。

ひとり親家庭が安心して子育てをすることのできる環境づくりに努めていきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
101	児童扶養手当の支給	住民課	本制度の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づき、児童扶養手当を支給します。
102	母子父子寡婦福祉資金の貸付	保健福祉課	本制度の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づき、母子父子寡婦福祉資金の貸付を実施します。